新規入所用

令和９年度

保育所・認定こども園

入園の手引き



【問い合わせ先】

能代市役所　子育て支援課

TEL：89-2946　　FAX：89-1679

二ツ井地域局　市民福祉課③番窓口

TEL：73-5500　　FAX：73-5224

市内の保育所・認定こども園の情報は、各施設のホームページのほか、子育て支援センター発行の情報誌『のしろ子育てガイドめん choco』に掲載されております。

能代市子育て支援課

国等の制度改正により、内容が変更となる場合があります。

目次

１　市内の保育・教育施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１ページ

２　保育・教育施設を利用するためには・・・・・・・・・・・・・・・・・２ページ

３　保育の必要量について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３ページ

４　保育の利用を必要とするための事由と必要書類・・・・・・・・・・・・４ページ

５　子ども・子育て支援制度のながれ・・・・・・・・・・・・・・・・・・４ページ

６　入園申込の方法等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５ページ

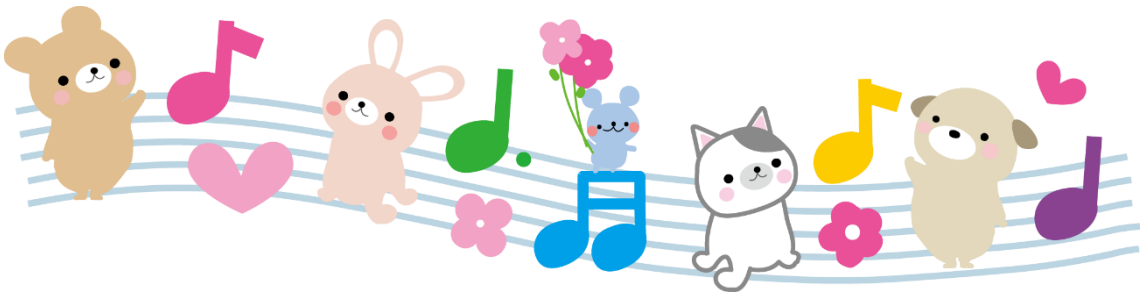
７　保育料・副食費について・・・・・・・　・・・・・・・・・・・・・・６ページ

８　保育の必要性の基準（選考基準）・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７ページ

９　よくある質問にお答えします・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８ページ

１０　申込書の記入の仕方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９・１０ページ

１１　子育て支援事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１ページ



1　市内の保育・教育施設（R8.11.25 現在）

○公立保育所

名　称	利用定員	対象年齢	開所時間	所在地	電　話	給食	一時預かり	障がい児保育	通園バス	病児保育※	休日保育	誰でも通園制度
第一保育所	70	生後２カ月～5 歳	7：00～19：00	上町 12-32	52-2610	○	○	○				○
二ツ井子ども園	100	生後２カ月～5 歳	7：00～19：00	二ツ井町字下野川端 2-1	73-2620	○	○	○	○			○

○私立保育所

名　称	利用定員	対象年齢	開所時間	所在地	電　話	給食	一時預かり	障がい児保育	通園バス	病児保育※	休日保育	誰でも通園制度
能代感恩講保育所	25	生後２カ月～5 歳	7：00～19：00	若松町 4-12	52-7432	○		○				
轟保育園	40	生後２カ月～5 歳	7：00～19：00	字轟 73-2	59-2342	○	○	○	○			
すぎ保育園	60	生後２カ月～5 歳	7：00～19：00	花園町 10-21	52-0661	○		○		○		
まつばら保育園	45	生後２カ月～5 歳	7：00～19：00	松美町 11-3	52-2713	○	○	○				
さんさん保育園	60	生後２カ月～5 歳	7：00～19：00	向能代字上野 117-2	52-5513	○	○	○		○		
つばめの森保育園	60	生後２カ月～5 歳	7：00～20：00	字臥竜山 30-1	55-2533	○	○	○		○	○	
さかき保育園	45	生後２カ月～2 歳	7：00～19：00	字田子向 107-3	52-0814	○		○		○		
あいじほいくえん	25	生後６週～2 歳	7：00～19：00	落合字下前田 186	52-2131	○	○	○				

○認定こども園

名　称	利用定員	対象年齢	開所時間 上段：保育所機能 中段：幼稚園機能 下段：幼稚園機能の預かり保育	所在地	電　話	給食	一時預かり	障がい児保育	通園バス	病児保育※	休日保育	誰でも通園制度
愛慈幼稚園	40	満３歳 ～5 歳	7：00～19：00 8：30～14：00 7：00～19：00	清助町 2-10	54-4050	○	○	○	○			
さかき幼稚園	90	満３歳 ～5 歳	7：00～19：00 9：00～14：00 7：00～19：00	字田子向 111	52-0814	○		○	○			
淳城幼稚園・ ていじょう保育園	115	生後２カ月 ～5 歳	7：00～19：00 8：30～13：30 7：00～19：00	柳町 13-21	52-4136 88-8693	○	○	○	○			
能代南幼稚園 南ベビー保育園	45	生後２カ月 ～5 歳	7：00～19：00 8：30～14：00 7：00～19：00	中和二丁目 1-49	52-5854	○	○	○	○			
能代カトリック こども園	50	生後２カ月 ～5 歳	7：00～19：00 8：30～14：00 7：00～19：00	景林町 15-18	74-7001	○	○	○	○			○
東能代幼稚園・ 保育園	120	生後２カ月 ～5 歳	7：00～19：00 8：30～14：00 7：00～19：00	字中関 16	58-2102	○		○				

※病児保育は、体調不良児対応型（児童が保育中に熱を出すなど「体調不良」になった場合に、看護師が保育所等で保育すること）をいいます。
※開所時間は延長保育の利用も含んだ時間となります。

2　保育・教育施設を利用するためには　～認定の申請が必要です～

●“認定の申請”とは・・・
施設を利用するためには、１・２・３号認定のいずれかの認定を受ける必要があります。

<table>
<tr><td>認定区分</td><td>１号認定</td><td colspan="3">２号認定</td><td>３号認定</td></tr>
<tr><td>対象児童</td><td>満３歳以上で
教育を希望</td><td colspan="3">満３歳以上で
保育が必要な場合</td><td>満３歳未満で
保育が必要な場合</td></tr>
<tr><td>原則認定期間</td><td>小学校就学前まで</td><td colspan="3">小学校就学前まで</td><td>満３歳に達するまで</td></tr>
<tr><td rowspan="8">原則とは異なる
認定期間</td><td rowspan="8"></td><td>事　由</td><td>認 定 期 間</td><td colspan="2">留 意 事 項</td></tr>
<tr><td>就労</td><td>就学前（期限付き雇用の場合は契約期間満了日が属する月の月末まで)

※期限付き雇用であっても、年度毎に契約が更新されている場合は、期間満了の翌日から９０日を経過する日が属する月の末日まで</td><td colspan="2">就労期間ごとに就労証明書を提出してください</td></tr>
<tr><td>妊娠
・出産</td><td>出産予定日から８週間を経過した日が属する月の月末まで</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>求職
活動等</td><td>９０日を経過する日が属する月の月末まで</td><td colspan="2">９０日を経過し、引き続き求職活動を行う必要がある場合には、１回のみ求職活動を継続することが可能です</td></tr>
<tr><td>就学</td><td>卒業（修了）予定日の属する月の月末まで</td><td colspan="2">職業訓練等短期間の就学の場合には、就学期間等が記載されている書類を提出してください</td></tr>
<tr><td>育休</td><td>育休終了日の属する月の月末まで</td><td colspan="2">育児休業取得時に既に保育を利用している場合に限ります</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>事由を勘案</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>利用できる施設</td><td>認定こども園
（幼稚園機能）</td><td colspan="4">保育所、認定こども園
（保育所機能）</td></tr>
</table>

- 認定の申請は、入園申込書と一体様式となっています。
- 保育の必要性や必要量等の認定内容を記載したものが支給認定証または教育・保育給付認定通知書となります。



3　保育の必要量について

２・３号認定では、保護者の就労時間等に応じた保育の必要量による認定もあります。保育の必要性の事由等により異なりますので、７ページもご覧ください。

□保育標準時間・・・最長１１時間の利用が可能

□保育短時間・・・・最長８時間の利用が可能

各施設によって保育標準時間・保育短時間の利用時間が異なりますので下表をご覧ください。

○保育所

名称	保育標準時間	保育短時間
第一保育所	７：００～１８：００	８：００～１６：００
二ツ井子ども園	７：００～１８：００	８：００～１６：００
能代感恩講保育所	７：００～１８：００	８：００～１６：００
轟保育園	７：００～１８：００	８：００～１６：００
すぎ保育園	７：００～１８：００	８：００～１６：００
まつばら保育園	７：００～１８：００	８：００～１６：００
さんさん保育園	７：００～１８：００	８：００～１６：００
つばめの森保育園	７：００～１８：００	８：００～１６：００
さかき保育園	７：００～１８：００	７：００～１５：００
あいじほいくえん	７：００～１８：００	８：００～１６：００

○認定こども園

名称	保育標準時間	保育短時間
愛慈幼稚園	７：００～１８：００	８：００～１６：００
さかき幼稚園	７：００～１８：００	７：００～１５：００
淳城幼稚園・ ていじょう保育園	７：００～１８：００	８：００～１６：００
能代南幼稚園 南ベビー保育園	７：３０～１８：３０	８：３０～１６：３０
能代カトリックこども園	７：３０～１８：３０	８：３０～１６：３０
東能代幼稚園・保育園	７：００～１８：００	７：００～１５：００



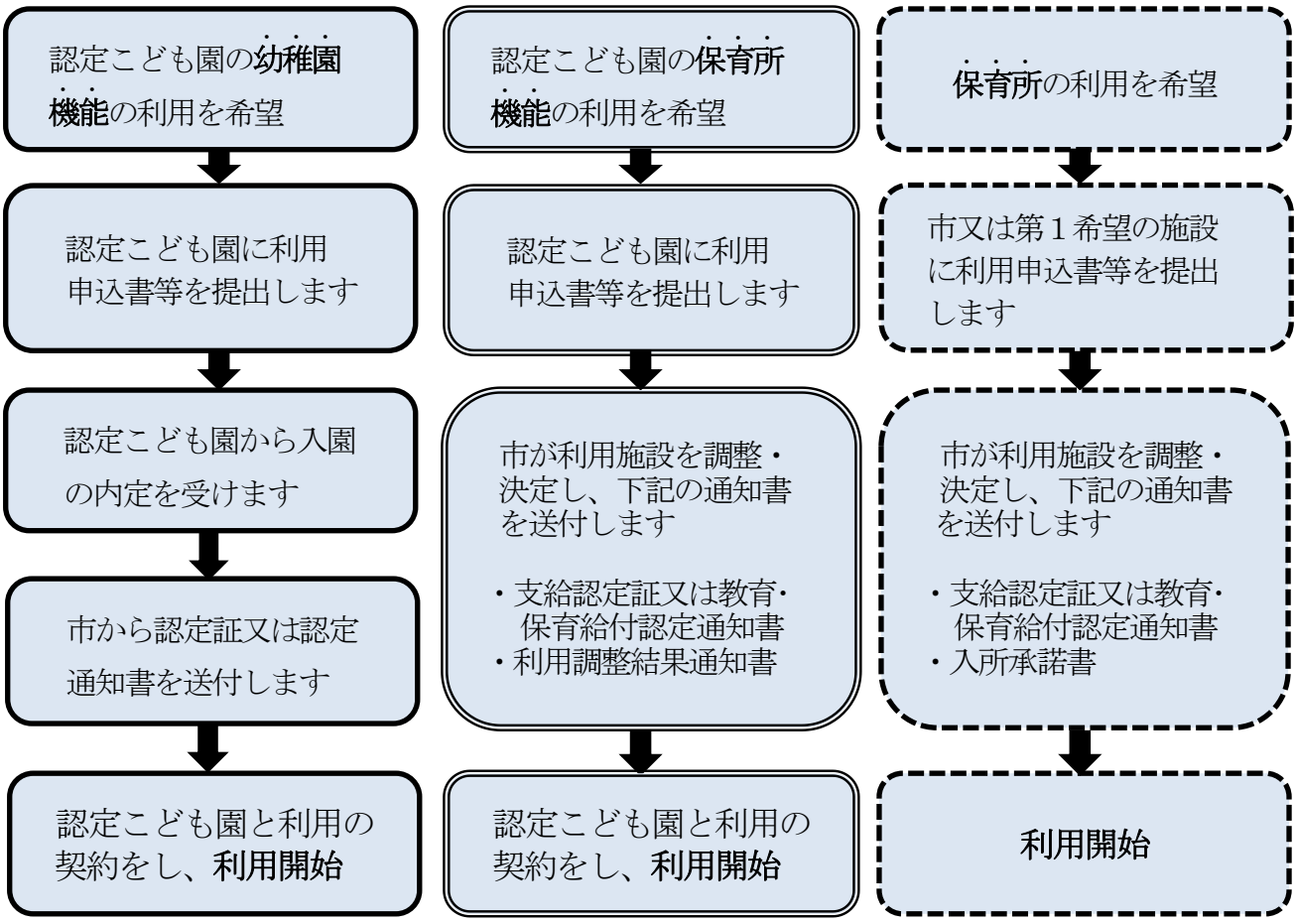
4　保育の利用を必要とするための事由と必要書類

○保護者が、次のいずれかに該当する必要があります。

保育の必要性の事由		必要書類	チェック
①就労（自営・内職含む）		就労証明書	□父 □母
②妊娠・出産 ※産前８週産後８週		母子手帳の写し ※表紙及び出産予定日が記載されているページ	□母
③疾病・障がい	病気の場合	傷病・障がい状況届出書、医師の診断書	□父 □母
	障がいがある場合	傷病・障がい状況届出書、障害者手帳の写し	□父 □母
④病人の看護等		看護介護状況届出書	□父 □母
⑤災害復旧		被災状況と復旧計画がわかるもの（任意様式）	□父 □母
⑥求職活動等	求職活動	ハローワーク受付票の写し	□父 □母
	起業準備	起業準備計画書（任意様式）	□父 □母
⑦就学		在学証明書又は合格通知書等の写し（職業訓練等短期間の就学の場合には、就学期間等が記載されている書類）	□父 □母
⑧虐待やＤＶのおそれがあること		状況がわかるもの（任意様式）	□父 □母
⑨育児休業取得時に既に保育を利用		就労証明書	□父 □母
⑩その他、上記に類する事由		状況がわかるもの（任意様式）	□父 □母

・「集団生活を体験させたい」、「下の子どもに手がかかる」という理由では、保育の必要性に該当しません。
・「就労」により保育を必要とする場合には、**月４８時間以上の就労時間が必要**です。

5　子ども・子育て支援制度のながれ　　～申し込みから利用開始まで～



※申込状況等により、ご希望の施設に入園できない場合もございます。あらかじめご了承ください。

6　入園申込の方法等について

準備

・申込書等を保育所、認定こども園、子育て支援課、二ツ井地域局市民福祉課のいずれかから取り寄せます。

申込書等の提出

○令和９年４月から利用したい方	○**令和９年度途中から**利用したい方
・保育の必要性を問わず、次の期間に提出してください。 □１次募集：令和８年１２月１日(火) ～令和８年１２月２８日(月) □２次募集：令和９年１月４日(月) ～令和９年１月２９日(金) □３次募集：令和９年２月１日(月) ～令和９年２月２６日(金)	・次の期間まで提出してください。 □保育所、認定こども園（保育所機能） →　入園希望月の**２カ月前**の月末まで 【例】８月からの入所を希望する場合 →　６月末日までに提出 □認定こども園（幼稚園機能） →　入園希望日の２週間前まで

●提出書類

□申込書

□保育料または副食費の助成を受けるための申請書

［添付書類］

□保育を必要とするとき（保育所又は認定こども園（保育所機能）の利用を希望）

→　保育の必要性を証する書類（４ページ参照）

□父母が単身赴任等で令和８年１月１日、令和９年１月１日時点で能代市に住所がない場合

→　令和８年度所得課税証明書、令和９年度所得課税証明書

□同居者に身体障害者手帳等所持者がいる場合は、手帳等の写し

●入園申込書等の提出先

□第１希望が**保育所の場合**

→　第１希望の保育所、子育て支援課又は二ツ井地域局市民福祉課

□第１希望が**認定こども園の場合**

→　第１希望の認定こども園

※入園申込書等の提出の際は・・・

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）の施行に伴い、個人番号（マイナンバー）の確認と身元確認が必要です。提出の際は、以下の書類をご提示ください。

１　個人番号の確認（申請者の個人番号を確認します）

マイナンバーカード、通知カード、個人番号記載の住民票の写しのいずれか。

２　本人確認（申請者が本人であることを確認します）

マイナンバーカード、運転免許証等顔写真付きの身分証明書のいずれか。これらが無い場合は年金手帳等２点

利用調整

・保育を必要とする方の利用施設を調整します。

認定証の送付及び利用施設決定の通知

○令和９年４月から利用する方	○**令和９年度途中から**利用する方
・１次募集の期間内に提出した場合 →　令和９年２月下旬 ・２次募集の期間内に提出した場合 →　令和９年３月上旬 ・３次募集の期間内に提出した場合 →　令和９年３月中旬 に送付します。	利用開始月の１０日程度前までに送付します。 ※保育所への入所希望者へは、入所希望月前月１０日頃にいったん電話連絡します。

利用開始

利用開始前に、入園決定施設での面接などがあります。
入園決定施設からの連絡をお待ちください。

7　保育料・主食費・副食費について

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、秋田県と能代市共同で「すこやか子育て支援事業」を実施しています。

能代市は独自に助成対象を拡大し、全ての子どもの保育料・主食費・副食費（上限あり）が無償です！

○保育料について
対象者：３号認定
助成を受けるためには、申請書の提出が必要です。
※１号認定と２号認定は、手続き不要です。

○主食費（ごはん・パン代）について
対象者：全ての子ども
※手続き不要です。

○副食費（おかず・おやつ代）について
対象者：１号認定、２号認定
助成を受けるためには、申請書の提出が必要です。
※３号認定の副食費は保育料に含まれているため、手続き不要です。
※副食費の金額は各施設によって異なります。上限額（月額５，１００円）を超える額については、実費負担となります。

◇その他
施設ごとに生じる実費負担分（通園バス代、延長保育料など）については各施設に直接お問合せください。



8　保育の必要性の基準（選考基準）

区　分	保護者の状況		選考指数	優先順位	利用期間	保育の必要量
①就労 （月４８時間以上の就労）	常勤、非常勤、パート、アルバイト、日雇の外勤を常とする者又は自営業、農林水産業の主たる従事者（すでに就労が内定している者を含む）	月150時間以上	１０	3	年度末まで又は認定期間のいずれか短い方	月120時間以上を標準時間、月120時間未満を短時間
		月120時間以上	9			
		月90時間以上	8			
		月48時間以上	7			
	家族が営む自営業・農林水産業に協力して従事する者（すでに就労が内定している者を含む）	月150時間以上	8	5		
		月120時間以上	7			
		月90時間以上	6			
		月48時間以上	5			
	業者からの委託を受け、居宅内で物品の製造加工等に従事する者（すでに就労が内定している者を含む）	月150時間以上	7	7		
		月120時間以上	6			
		月90時間以上	5			
		月48時間以上	4			
②妊娠・出産	出産前８週間及び出産後８週間の間にある者		9	4	認定期間	標準時間
③疾病・障がい	おおむね１ヵ月以上入院する場合		１０	2	年度末まで	標準時間
	おおむね１ヵ月以上の寝たきりの状態の者		１０			
	医師がおおむね１ヵ月以上加療（安静）を要すると診断した者		7			
	治療のため定期的通院等を要する者		5			
	障がい	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A又は精神障害者手帳1級程度にある者	１０			
		身体障害者手帳3級、療育手帳B又は精神障害者手帳2級程度にある者	7			
		身体障害者手帳4級以上又は精神障害者手帳3級程度にある者	5			
④病人の看護等	おおむね１ヵ月以上親族の入院の付添にあたる者、障がい児（者）や同居の親族の介護通院等にあたる者	月120時間以上	9	4	年度末まで	月120時間以上を標準時間、月120時間未満を短時間
		月120時間未満	7			
	同居の親族の長期居宅療養等の介護にあたる者	月120時間以上	7			
		月120時間未満	6			
⑤災害復旧	居宅等への被災	火災、風水害、地震等による被害の復旧にあたる者	１０	1	年度末まで	標準時間
⑥求職活動等	求職活動	求職活動のため、外出することが多い者	3	8	認定期間	短時間
	起業準備	起業準備のため、外出することが多い者	7	6		標準時間
⑦就学	就学、技能習得のため通学等をしている者	月120時間以上	9	5	認定期間	標準時間
		月120時間未満	7			短時間
⑧虐待・ＤＶ	児童に虐待やＤＶによる危害を加える恐れのある者		１０	1	年度末まで	標準時間
⑨育休	育児休業取得時に既に保育を利用している者		8	3	①と同じ	短時間
⑩その他	上記以外の理由で明らかに保育できない場合		2	9	認定期間	事由を勘案

調整基準				
	入所継続	前年度から引き続き入所する場合	⑥及び⑩には加算しない	＋2
	兄弟姉妹入所	入所中（継続希望）の兄姉又は弟妹と同じ施設を希望する弟妹又は兄姉		＋2
	保育士等優先入所	父又は母が以下の条件の全てに該当する場合 ・保育士、幼稚園教諭、保育教諭又は放課後児童支援員の資格を有する。 ・市内の保育所、認定こども園又は放課後児童クラブに勤務している、又は勤務予定である。 ・勤務条件が１ヶ月２０日以上かつ１日６時間以上の勤務となっていること。		＋6
	世帯の特殊事情	ひとり親	父又は母が死亡、離婚、行方不明、拘禁、遺棄の場合	＋2
		生活保護	生活保護法による被保護世帯	＋2
		障がい児保育	障がい児保育を行う必要がある者	＋1
		失業	生計中心者の非自発的失業により就労の必要性が高い場合	＋2
		保育料滞納	保育料を滞納している世帯	△2
		その他	児童の保育が困難な地域的、家庭的及び経済的な事情がある者	+1～+2
	①就労の従事日数、④病人等の看護等を必要とする日数、⑦就学における就学日数		月16日～19日	△1
			月16日未満	△2

・入園可能児童数を超える申込があった場合は、「保護者の状況」ごとに定められた「選考指数」に、「調整基準」の指数を加除して得た指数により利用調整を行い、指数の高い順番に決定します。指数が同数の場合は、「優先順位」により決定します。優先順位が並んだ場合は、「抽選」により決定します。（抽選は子育て支援課内で行いますが、事前に日時を連絡しますので、希望があれば立ち合いも可能です。）
・保育の実施期間は、令和9年4月1日から令和１０年3月３１日までの範囲内で、申込書の添付書類をもとに決定します。

9　よくある質問にお答えします

①両親ともにフルタイム就労です。認定こども園の幼稚園機能は利用できますか？
→利用できます。申込書を記入する際、「保育の希望の有無」の欄で「無」に〇印をつけてください。

②認定こども園の幼稚園機能の利用を希望する場合、保育の必要性の認定を受ける必要がありますか？
→幼稚園機能部分は、満３歳以上の子どもはどなたでも利用できますので、保育の必要性の認定を受ける必要はありません。保育の必要性を証する書類の提出は、不要です。

③３号認定の子どもが３歳になった場合、何か手続きは必要ですか？
→２号認定への変更の手続きは必要ありません。
１号認定へ変更を希望する時は、申請が必要となりますので、認定こども園にご相談ください。

④就労を理由に２号（３号）認定を受けていますが、仕事を辞めました。保育所等にはいつまで預けることができますか？
→速やかに入園施設に変更届と離職後の保育の必要性を証する書類（ハローワークカードの写し等）を提出してください。離職後に求職活動をする場合は、離職日から９０日が経過する日が属する月末まで預けられます。この場合、保育必要量が「保育標準時間」で認定されていた方は、「保育短時間」に変更となります。
なお、離職の理由（出産、病気療養、家族の介護等）により、提出書類と期間が異なりますので、詳しくはお問合せください。

⑤現在、育児休暇中ですが、職場に復帰するために保育所等を利用したいですが、申込みできますか？
→申込みできます。ただし、利用開始日は、職場復帰予定日の２週間前からです。

⑥受付期間内に就労証明書等の保育の必要性を証する書類が整いません。どうしたらいいでしょうか？
→申込書の余白に鉛筆でいつまで提出できるのか記入し、受付期間内に申込書のみ、提出してください。就労証明書等の必要書類は、受付期間の最終日の翌日から１４日以内に速やかに提出してください。これ以後に提出した場合は、希望の施設に入園できないことがあります。

⑦認定こども園とはどのような施設ですか？
→保育所と幼稚園の機能を併せ持つ施設です。
保育を必要とする方は、２号又は３号認定を受けた後に保育所機能を利用します。
保育を必要としない方は、１号認定を受けた後に幼稚園機能を利用することになります。

⑧能代市に転入する予定ですが、事前に申込みはできますか？
→入園希望日までに能代市に転入することが確実な場合、能代市役所で手続き可能ですので、子育て支援課にお問合せください。





様式第1号（第3条関係）

教育・保育給付認定申請書 兼 保育所等利用申込書

能代市長　様
施設長　　様

令和 ××年 12月 25日

・市が、教育・保育給付認定に必要な市町村民税の情報（同居者を含む。）及び世帯情報を閲覧すること。
・また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、施設に対して提示することがあること。
・12月から翌年2月までにされた教育・保育給付認定申請は、認定事務が集中し審査等に日時を要すことから入所希望月の2カ月前までの認定結果のお知らせになること。

上記に同意のうえ、次のとおり教育・保育給付認定の申請及び保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等の申込みをします。

保護者	住所	能代市 上町1－3	氏名	能 代　太 郎
	連絡先	自　宅：0185－89－ 2946	緊急時：	090－0000－1111
		父携帯：090－0000－1111	母携帯：	090－0000－2222

申請に係る小学校就学前子ども	（ふりがな） 氏名	個人番号 生年月日	性別	障害者手帳等の有無
	のしろ ももこ 能代 桃子	1 1 1 1 2 2 2 2 3 3 3 3 令和3年4月5日生	男 (女)	有 (無) 卵アレルギー
保育の希望の有無（※）	(有)：保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合 無：幼稚園等の利用を希望する場合			

（※）・「保育所等」とは、保育所、認定こども園（保育所機能）、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます（以下同じ）。
・「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園（幼稚園機能）をいいます。
・「有」を○で囲んだ場合は①～③に、「無」を○で囲んだ場合は①及び②に必要事項を記入してください。

①利用を希望する期間、希望する施設（事業者）名

利用を希望する期間	令和××年4月1日　から	令和××年3月31日まで 就学前　まで
利用を希望する施設（事業者）名と希望理由	第1希望　A 保 育 園	（希望理由）自宅から近いため
	第2希望　認定こども園B	（希望理由）母の職場から近いため
	第3希望　無し	（希望理由）

②世帯の状況

	（ふりがな） 氏名	児童との続柄	生年月日	障害者手帳等	個人番号 就労・通学・通園先
1	のしろ たろう 能代 太郎	父	T・S (H)・R 2年2月2日生	□有	（株）ABC　能代支店
2	のしろ はなこ 能代　華子	母	T・S (H)・R 2年3月3日生	□有	（株）DEF　能代店
3	のしろ さくら 能代 さくら	姉	T・S (H)・R 26年4月7日生	□有	能小6年　※新年度の学年で
4	のしろ じろう 能代 次郎	弟	T・S・H (R) 5年5月5日生	□有	A保育園申込中
5	のしろ まつこ 能代 松子	祖母	T (S)・H・R 27年8月4日生	☑有	無職　身体障害2級
6			年　月　日生	□有	
7			年　月　日生	□有	

（生計の中心者の番号に○を付けてください）
児童の同居者

□ 提出年月日を記入します。

□ 保護者の住所を記入します。
□ 保護者の氏名を記入します。
□ 自宅電話番号を記入します。固定電話が無い場合は、不要です。
□ 対象児童の父の携帯電話の番号を記入します。
□ 対象児童の母の携帯電話の番号を記入します。
□ 本人が署名する場合は、押印を省略することができます。

□ 児童の氏名（ふりがな）を記入します。
□ 児童の個人番号と生年月日を記入します。
□ 児童の性別を○印で囲います。
□ 障害者手帳等の有無を○印で囲います。下段には、障害者手帳を所有していれば、その手帳名を記入してください。手帳等を所有していないが、疾病等（ダウン症、自閉スペクトラム症、○○アレルギー、てんかん、特別児童扶養手当支給等）があれば記入してください。
□ 保育の希望の有無について、該当するものを○印で囲います。

保育所、認定こども園の保育所機能を利用したい → 有
認定こども園の幼稚園機能を利用したい → 無

□ 利用を希望する始期と終期を記入します。就学前までの利用を希望する場合は“就学前”を○印で囲います。就学前までの利用を希望する場合であっても、入所決定期間は各年度末が最長となります。
□ 第1希望～第3希望の施設名とその希望理由を記入します。第2希望又は第3希望の施設がない場合は、“無し“と記入します。

※ 提出日現在に児童と同居する世帯員全員（単身赴任や出稼ぎ等で普段居宅にいない者も含む）を記入してください。勤務先及び備考の入所施設名は保育の実施を希望する期間の初日の状況を記入してください。
□ 氏名を記入します。
□ 児童との続柄を記入します。
□ 生年月日を記入します。
□ 障害者手帳等を所持している場合には☑を記入します。
□ 個人番号と勤務先、通学・通園先を記入します。
就学児童であればその学校名と学年、障害者手帳等を所持していればその手帳名を記入します。

つぎへ

生活保護の適用の有無	☑無し・□有り(　　年　月　日保護開始)
家庭の状況	□ひとり親家庭(離別・死別・未婚)・☑障がい児(者)のいる世帯・□左記以外

□ 生活保護の適用の有無について☑を記入します。“有り”の時は、保護開始年月日も記入します。
□ 家庭の状況に該当するものに☑を記入します。(ひとり親家庭の方は、離別・死別・未婚のいずれか該当するものを〇印で囲います。)

③保育の利用を必要とする理由等

※　保護者の労働又は疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記入してください。

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由	具体的な状況(勤務先、就労時間、日数や疾病の状況等)
	父	☑就労 □妊娠・出産 □疾病・障がい □介護等 □災害復旧 □求職活動 □就学 □虐待・DV □育児休業 □その他(　　)	(株)ABC　能代支店 月21日勤務 8:30~17:30
	母	□就労 □妊娠・出産 □疾病・障がい □介護等 □災害復旧 □求職活動 □就学 □虐待・DV ☑育児休業 □その他(　　)	(株)DEF　能代店 育休R8.4.13まで

保育を希望する曜日・時間等	利用曜日	利用時間	希望保育必要量
	月 曜日から金 曜日まで	9:00から16:00まで	□標準時間(最大11時間) ☑短時間(最大8時間)

□ ※保育を必要とする方のみ、ご記入ください。
□ 父母それぞれの保育を必要とする理由に☑を記入します。
□ 保育を必要とする具体的な状況を記入します。
□ 保育を必要とする主たる曜日を記入します。
□ 保育を必要とする主たる利用時間を記入します。
□ 希望する保育必要量に☑を記入します。
“希望保育必要量”は次を参考に記入してください。
① 就労　月120時間以上が標準時間、月120時間未満は短時間
② 妊娠・出産　標準時間(希望により短時間も可)
③ 疾病・障がい　標準時間(希望により短時間も可)
④ 介護等　月120時間以上が標準時間、月120時間未満は短時間
⑤ 災害復旧　標準時間(希望により短時間も可)
⑥ 求職活動　短時間(起業準備の場合は希望により標準時間も可)
⑦ 就学　月120時間以上が標準時間、月120時間未満は短時間
⑧ 虐待・DV　標準時間(希望により短時間も可)
⑨ 育児休業　短時間
⑩ その他　事由を勘案

④支給認定証の交付について　☑ 希望しない

⑤育児休業の延長について(下記該当する場合は□にレを入れてください。)

☑ 保育所等を希望するが、申し込んだ施設に落選した場合は育児休業の延長も可

記入はここまで

＊施設記載欄(施設(事業者)を経由して市町村に提出する場合)

施設(事業者)名		受付年月日
担当者氏名 連絡先	(担当者) (連絡先)	・　・
入所契約(内定)の有無	□有(□契約 □内定　(　　年　月　日))・□無	
備考		

※　添付書類
□ 保育を必要とする方のみ　就労証明書等の保育の必要性を証する書類
□ 父母が単身赴任等で令和7年1月1日、令和8年1月1日時点で能代市に住所がない場合
令和7年度所得課税証明書　令和8年度所得課税証明書

記入はここまでです。
記入もれがないか、添付書類に不足がないか確認したうえで、提出してください。

11　子育て支援事業について

○子育て支援センター（月～土曜日、午前８時３０分～午後５時）

保護者とお子さんが一緒に楽しめる場所です。育児相談も受け付けています。

・能代地域子育て支援センター「サンピノ」
　能代市上町１２－３２　能代ふれあいプラザサンピノ内　電話：５２－８１１５
・二ツ井地域子育て支援センター「さんぽえむ」
　能代市二ツ井町字上台１－１　二ツ井伝承ホール内　電話：７３－３１１１

○子育て情報誌「のしろ子育てガイドめん choco」

年１回発行しています。子育てのお手伝いになる情報が掲載されています。

○つどいの広場「ぽけっと」（水曜日休業、午前９時３０分～午後５時）

小学校就学前のお子さんと家族の方が一緒に過ごしたり、育児相談や情報交換などの交流場所として利用できます。一時預かりも行っています。

・イオン能代店３階（イオンホール）　電話：０８０－３２０６－１２９９

○子育てファミリー支援事業

第３子以降の子が生まれ、その子を含む３人以上の子を養育している世帯に対し、小学校就学前の子どもが利用する下記サービスに関する利用料を助成します。（１世帯あたり年間上限１５，０００円）

（１）一時預かり事業
　　※認定こども園（幼稚園機能）で行う教育時間を超えた預かり保育は対象外となります。
（２）病児保育事業
（３）ファミリーサポートセンター事業
（４）子育て短期支援事業



○病児保育事業

子どもが病気のため、保育所、認定こども園等で集団保育が出来ない場合や、仕事のため病気の子どもを世話することができない場合に、医療機関で一時的にその子どもの保育を行います。

○ファミリーサポートセンター事業

子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と、援助を行いたい人（提供会員）との相互援助活動を行う事業です。依頼会員は、提供会員に対し保育所等への送迎、急用時の子どもの預かり等を依頼することができます。

○子育て短期支援事業

保護者の病気などで家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において養育・保護を行います。